

看護管理支援監の設置に関する要項

平成25年2月27日

第10回教授会

(設置の趣旨)

第1条 茨城県立医療大学（以下、「医療大学」という。）と茨城県立医療大学附属病院（以下、「附属病院」という。）における看護実践と教育・研究の統合（ユニフィケーション）等を推進するため、附属病院に看護管理支援監を設置する。

(職務)

第2条 看護管理支援監は、次の職務を行う。

- (1) ユニフィケーションに関すること
- (2) 看護職員の教育・研修に関すること
- (3) 看護管理全般に関する専門的知見からの助言
- (4) 県立病院との連携推進に関すること
- (5) その他、上記各号の職務の推進に必要な事項

(選考の機関)

第3条 看護管理支援監の選考は病院長が行う。

(選考の時期)

第4条 病院長は、次の各号の一に該当する場合に看護管理支援監の選考を行い、学長に申し出るものとする。

- (1) 看護管理支援監の任期が満了するとき。
- (2) 看護管理支援監が辞任を申し出たとき。
- (3) 看護管理支援監が欠員となったとき。

(看護管理支援監の資格)

第5条 医療大学看護学科の教授又はその予定者（教授会の議を経た者）でなければならない。

(指名)

第6条 第4条の規定により、病院長の申し出を受けた学長は、適当と認めるときは、これを承認し、看護管理支援監を指名する。

(任期)

第7条 看護管理支援監の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。